

## 新型コロナウイルス感染症対策事業者緊急支援事業

国や県の施策の周知を徹底しながら、市内事業者（法人・個人）に対して、新型コロナウイルス感染症の影響を調査し、状況を把握するとともに、外出自粛や来訪者減少に伴う売上減少により、経営が困難となる業種の事業者への支援を実施します。

詳細な申請手続き等については、市広報やホームページ等でお知らせします。

### 1 中小企業事業継続支援金【新規】

- (1) 対 象：市内に主たる事業所を有する事業者（法人・個人）  
＜対象業種＞  
道路旅客運送業（乗合バス、タクシー、福祉タクシー、貸切バス等）、  
宿泊業、飲食店、旅行業、運転代行業
- (2) 条 件：新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少していること  
（3月から5月までのいずれか1月の売上が前年同期と比較して減少）
- (3) 申請期間：補正予算措置後から6月30日まで（土・日・祝日を除く）
- (4) 補 助 額：定額30万円（1回限り）
- (5) 想定件数及び金額：約300件 90,000千円

### 2 飲食業等事業継続活動支援補助金【新規】

- (1) 対 象：店舗で飲食を提供する事業者（法人・個人）又は複数の事業者で構成する団体・グループ（任意可）
- (2) 条 件：新型コロナウイルス感染症の影響による来店者減少に伴い、宅配やテイクアウト等に新たに取り組むための費用（広告費、印刷製本費、コンテンツ制作委託費等）
- (3) 申請期間：補正予算措置後から6月30日まで（土・日・祝日を除く）  
※4月1日まで遡及して適用します。
- (4) 補 助 額：上限20万円（対象事業費の10/10以内）
- (5) 想定件数及び金額：約50件 10,000千円

担当：商工港湾部商工課

電話：0192-27-3111（内線108、109）